



# 社労士とは何だ！

発行：國本豊社会保険労務士事務所

## 私的パワハラ考

セクハラという言葉はすでに周知された感がありますが、パワハラという言葉は最近色々と取り上げられており判例もありますが、まだまだ多くの人には浸透していないでしょう。しかしこれも大きな問題です。以下、ジョブゲッター・COMのホームページより引用します。

### パワハラとは

パワハラとは、パワーハラスメント（Power harassment）の略称で、セクハラと同様、職務的立場を利用して（職場の上司が立場の弱い部下などに対して）無理難題を強要したり、私生活へ介入するといった、人権の侵害にあたるような嫌がらせを繰り返し行うことをいう。

具体的なパワハラ被害とは、その度合いにもよるが、下記のような言動を職務的立場を利用して行うことをいう。

- ・社内いじめを行う（無視・冷遇・暴行など）
- ・金銭（借金の保証人なども含む）を要求する
- ・不適切な、あるいは度が過ぎた業務指導・人材教育
- ・長時間の時間外労働（残業）や休日出勤を強要する
- ・些細なことで恩に着せたり、無理に負い目を感じさせる
- ・業務上の些細なミスで（あるいは過失がない場合でも）激しく叱責する
- ・雇用の不安感（解雇の可能性など）をあおることで部下を自分に従わせようとする

これらが起きる背景には、近年多く見られるようになったリストラや能力（成果）主義・人事制度の進行などによる、管理者や上司へのプレッシャー、人間関係のこじれといった理由が挙げられる。

（以上ジョブゲッター・COMのホームページより）

### 私の苦い経験より

私も以前の職場でパワハラを受けたことがあります。仕事ぶりを叱られるのならまだしも、自分の人格や家族までケチンケチンにされるのは、本当に辛く悔しいです。それだけに受けた側の気持ちは分かります。

でも全てがパワハラでしょうか？仕事をしていて注意されることは当然起こり得ることです。まして入社間もない場合は、それが当たり前でしょう。少しは我慢して、それをバネに跳ね返すことも大事だし、それにより成長もできます。しかし我慢のし過ぎはいけません。どうしても我慢できないときは、自分で抱えるのではなく周りに相談してみましょう。そして周りの人も、フォローしてあげましょう。それでも我慢できないときは、退職も選択肢です。大切なのは命です。

一方で、経営者、管理職の方のプレッシャーも理解できます。今の時代は本当に大変だと思います（私も人のことはいえませんが・・・）。だからといって、パワハラをしていいということはありません。

大事なことは、日頃のコミュニケーションを大事にすることです。そのうえで仕事に厳しく、そして叱るのはあくまでも仕事ぶりに対してだけであってほしいです。

## 商は笑なり、笑は勝なり



### あるセミナーに参加

去る10月16日の夜、「ズバリ！好かれる技術」と題した柳井商工会議所主催のセミナーに参加してきました。講師は、ソフィアハーモニー代表の伊藤智恵子氏でした。

2時間強のセミナーは、実技も交えてあっという間の時間でした。話の内容ももちろんですが、2時間の間、聞く側を退屈させないメリハリをつけた話し方は私が今まで参加したセミナーの中でも、ピカイチでした。

100 - 1 = ~~99~~0 ?

話の内容も盛りだくさんだったのですが、その中で特に印象に残ったものは、「100 - 1 = 0」というものです。これは、社内の100人中99人の態度、マナーが素晴らしくても、たった1人のマナーが悪かっただけで、相手に与える会社の印象は悪くなるというものです（もちろん10人中9人といったようにどんな数字を当てはめても構いません）、下手をするとたった1人のマナーの悪さのためにお客さんを失うことにもなりかねません。

ではどうすればいいかというと、まずは

“お客さん（相手）を心よりおもてなしする”

と全員の意識を統一しないとダメです。しかし意識だけではいけません。いくら「ありがとうございました」、「嬉しいです」等と言われてもそれがブスとした態度だと相手はちっとも気持ちよく思いません。よって意識だけでなく

“おもてなしの気持ちを身体で表現”

しないとダメです。

- ・笑顔で接客する
- ・相手の目を見て「ありがとうございました」とニコツとして言う
- ・相手のお話にきちんと相槌を打つ

等考えられます。いくらこちらが「おもてなしをした」と思っても、それが相手に伝わらなければ何も意味がないのです。これは接客業であれどんな業種であれ全てに共通することだと思います

### 商は笑なり 笑は勝なり

一口にマナーといっても難しいものです。私も正直威張って言えるレベルではありません。しかしまずは笑顔を心掛けることから始めてみませんか？まさに、

“商は笑なり 笑は勝なり”

なのです（この言葉はセミナーのレジメより拝借しました）。

## あなたの年金は大丈夫？ 厚生年金記録の改ざん問題

次から次へと出てくる年金の問題ですが、今度出てきたのは保険料支払や年金支給の基準となる標準報酬月額（おおよその月収とらえて下さい）の改ざん問題です。

### 標準報酬月額の改ざん事実が明らかに

厚生年金の標準報酬月額の記録が大量に改ざんされていた問題に関して、次々と事実が明らかになっています。当初、「社会保険庁による改ざんへの関与の疑いが高い」と言われていましたが、関係者（社会保険事務所職員や事業主など）の証言により、組織的な関与があったことはほぼ間違いないと見られています。

### なぜ改ざんが行われたのか？

記録の改ざんは、経営状態の悪い事業主にとっては保険料負担が軽くなる（またはなくなる）というメ

リットがあり、社会保険事務所の職員にとっては保険料の徴収実績を上げることができるというメリットがあります。方法としては、社会保険事務所職員が標準報酬月額を事業所に指導したり（または事業所に無断で標準報酬月額を引き下げたり）保険料を滞納している事業所に「全喪届」の届出を勧めたりといったものです。

ひどいケースでは標準報酬月額が5等級以上も引き下げられていたようであり、これらの改ざんにより、年金額が本来より減額されて支給されているケースがすでに出てきているようです。

#### 何件の改ざんが行われたのか？

舛添厚生労働大臣は、9月中旬に「改ざんされた可能性の高い記録が6万9,000件ある」と表明していました。その後、10月初旬に、これまで社会保険庁が説明していたよりもはるかに大きな規模による改ざんが行われていた事実が明らかになっています。

改ざん事例の総数は100万件を超えるのではというマスコミ報道もなされていますが、実際の改ざん件数が何件あるのかは、依然として不明のままです。

#### 自分の年金記録を確認するには

同大臣は、厚生年金の記録改ざんに関する直属の調査チームを設置する方針です。調査チームは弁護士などの外部有識者などで構成され、関与が確認された社会保険庁職員やその管理職には「厳正な処分を行う」と明言しています。また、社会保険庁の職員や事業主などからの情報提供を求める方針も示し、年金受給者への個別訪問なども行っていくとしています。

全容解明はまだまだ先のことになりそうですが、心当たりがある場合（勤務していた事業所の経営状態が悪かった場合や倒産があった場合）には、まずは自分の年金記録を確認してみる必要があります。確認の方法としては、社会保険事務所で「被保険者記録照会回答票（資格画面）」を出してもらうか、インターネットの年金記録照会（社保庁ホームページにある「年金個人情報提供サービス」）を利用するかのどちらかが一般的です。

#### 年金制度は大事です

制度を運営する側に多々問題があることは事実ですが、年金制度自体は、**仕事をリタイヤしたとき、障害を負ったとき、一家の大黒柱が亡くなったとき等のセーフティネットとして国民皆で支えあう大切なものです**（我が家も遺族年金の恩恵を受けております）。ぜひとも運営側は襟を正してほしいものです。

### 私の本棚より（ご希望の方には本をお貸しいたします）



今月ご紹介する本は、「ヤマダ電機に負けない弱者の戦い方」です。

世間一般では、電気店であれスーパーであれどんな業種であれ規模の大きいチェーン店が強いと思われています。確かに同じ土俵で勝負しようとする小さなお店は完敗でしょう。

しかし同じ物を扱っていても、

- ・強者と同じ土俵に乗らない
- ・商売方法を工夫する

等すれば、売上高や規模では勝らなくとも、市場で輝き未来に企業を残すことは充分可能です。

私も社労士業界では弱者中の弱者です。しかし、たとえそうであっても、工夫次第では決して他事務所  
に引けを取らない事務所になれるんだと勇気付けられた本でした。

## ～ 代表の一言 ～ 詩に感動



少し前の9月のことですが、岩国市生まれのポエムピクチャーアーティストMIKAKOさんに名前を使った詩を書いていただきました。MIKAKOさんは、その人の名前を折り込んで詩を書いてくださる正に達人です。

対面で私と

・やりたいこと      ・好きな言葉      ・好きな色

等の話をしながら、約5分間に私の名前（ゆたか）を折り込んだ詩を書いて下さいました。そしてできあがったものは、

ゆめと希望をいつも      たかく持ち続け元気いっぱい      か がやいていこう

というものです（上の写真です）。できあがりを見た瞬間、ぶちジーンとききました。私のような人間には本当にもったいない詩です。

その後帰宅して色紙ファイルに保存した後、早速MIKAKOさんのホームページを見ると、色々な方面で大活躍していることが分かりました。単に私が知らなかっただけなんですネ・・・。

皆さんも機会があれば、書いてもらうことをお勧めします。

## くにもとゆたか 國本豊 社会保険労務士事務所

（山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号）

・山口商工会議所エキスパート登録      株式会社 やまぐち産業振興財団専門家登録  
・柳井地域中小企業支援センター相談員      一般事業主行動計画 計画策定支援アドバイザー  
〒742-0034 山口県柳井市余田1310  
TEL 0820 24 6886      FAX 0820 24 6887  
ホームページ <http://k-sr.jp>

こんなときは、社労士國本豊にご相談下さい。

### ・ 就業規則の作成

（会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します）

・ 人事労務問題へのアドバイス（経営者の方の知恵袋としてご活用下さい）

・ 雇用保険助成金の申請

・ その他（事業主様の労災保険特別加入手続き、

ハローワーク・社会保険事務所・労働基準監督署関係の相談・手続き等）

等

社労士國本豊は、「ヒト」の雇用に関するあらゆる相談に応じております。「伸びる会社の知恵袋」としてぜひご活用下さい。

